

大阪市水道事業管理規程第3号

大阪市水道局会計規程の一部を改正する規程

大阪市水道局会計規程(昭和28年大阪市水道事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(出納取扱金融機関等) 第24条 [略] [削る] <u>2</u> [略]	(出納取扱金融機関等) 第24条 [同左] <u>2</u> 局長は、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関にその取り扱う局の業務に係る金銭の収納及び支払の事務又は収納の事務について責任を負わせ、かつ、局長の定めるところにより担保を徴する。 <u>3</u> [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。